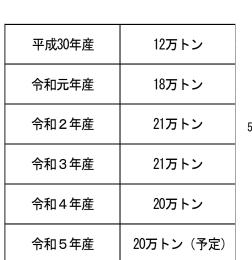
政府備蓄米の運営について

- 〇 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄 米の販売を行わない棚上備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン~21万トン(※)買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。
- ※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘 を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基 本的な買入数量は20万トン~21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用 原則20~21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度 20~21万トン 播種前契約による買入 1年持越米 2年持越米 3年持越米 4年持越米 5年持越米 飼料用等として販売

政府備蓄米の現在の在庫状況



【最近の買入数量】

注:ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

100 在庫量: 91万トン マ成30年産 11万トン 令和元年産 18万トン 令和2年産 21万トン 令和3年産 21万トン 令和4年産 20万トン 0

令和5年6月末